

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例

(設置)

第1条 県民をはじめ広く国内外の人々の平泉世界遺産（世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産をいう。）その他の平泉の文化遺産に対する理解を深めることにより、これを将来の世代に継承するとともに、文化の発展に寄与するため、平泉世界遺産ガイダンスセンター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター	西磐井郡平泉町

(指定管理者による管理)

第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他センターの利用の促進に関する業務

(行為の許可)

第4条 センターにおいて、資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。第7条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) センターの全部又は一部を独占して使用すること。

3 知事又は指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
- (4) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (5) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (6) 喫煙し、又は指定された場所以外の場所で飲食をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(許可の取消し等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第2項（知事がセンターの管理を行う場合に限る。以下この項において同じ。）の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第4条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けたとき。
- (4) センターの管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定は、第4条第2項（指定管理者がセンターの管理を行う場合に限る。）の許可について準用する。この場合において、前項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第7条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、資料について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第6条第2項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間においては、第4条第2項中「指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。第7

条第1項において同じ。) 」とあるのは「知事」と、同条第3項中「知事又は指定管理者」とあるのは「知事」と、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第2項中「準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と読み替えるものとする。

3 柳之御所史跡公園条例（平成22年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 施設のうち柳之御所資料館において静粛を害し、他人に迷惑をかけること。</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。</u></p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) 自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	